

かしわらし 介護保険料のしおり

令和8(2026)年7月
柏原市 健康部
高齢介護課 介護管理係

○令和8年度の本決定保険料について

介護保険料は、年間保険料が決定するまでの仮決定保険料（仮徴収額）と、令和8年4月1日の世帯構成及び令和8年度の市民税課税状況をもとに、年間保険料が決定した後の本決定保険料（本徴収額）があり、今回お送りしている通知書は、本決定保険料についてのお知らせです。

○介護保険料の金額及び通知書類の見方は次ページ以降をご確認ください。

特別徴収…年金から天引きされます。原則、年金を年額で18万円以上受け取られている方が対象です。(※1)

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮決定保険料（仮徴収額）			本決定保険料（本徴収額）		

◎10・12・2月の保険料額（ご自身で銀行等に納めに行く必要はありません）

- ・昨年度に引き続き特別徴収の方及び今年度の4・6・8月から特別徴収の方
…年間保険料から仮決定保険料(4・6・8月)*を引いた残額
※ 8月から特別徴収の方は年間保険料から4～6月の普通徴収仮決定保険料と8月の特別徴収保険料を引いた残額
- ・今年度の10月から特別徴収になる方
…年間保険料から普通徴収 仮決定保険料（第1～3期[4月～6月]）を引いた残額
（第4～6期[7～9月]が普通徴収、10・12・2月が特別徴収となります。※普通徴収のない方もいます。）

◎8月の保険料額について

8月の特別徴収額は、10・12・2月の特別徴収額が年間保険料額の1/6又は8・10・12・2月の特別徴収額が均等となるように調整しています。（一部調整のない方もいます。）

(※1) 老齢厚生年金は特別徴収の対象とはなりません。複数の年金を受給している場合、特別徴収が行われる年金の優先順位が定められており、いずれか1つの年金から特別徴収を行います。

普通徴収…口座振替又は納付書で納めます。特別徴収に該当しない方が対象です。

4月 第1期	5月 第2期	6月 第3期	7月 第4期	8月 第5期	9月 第6期	10月 第7期	11月 第8期	12月 第9期	1月 第10期	2月 第11期	3月 第12期
仮決定保険料			本決定保険料								

◎第4期（7月）～第12期（3月）の本決定保険料額

- ・年間保険料から普通徴収 仮決定保険料（第1～3期[4月～6月]）を引いた残額

◎昭和36年4月2日から7月1日生まれの方及び令和8年4月1日以降に柏原市に転入された方

- ・資格を取得した（65歳に到達した又は転入した）月から令和9年3月までの額

◎口座振替のご案内（納付書で納付されている方へ）

- ・納付書で納付しておられる方は、納め忘れ等を防ぐため、口座振替のご利用をお願いします。
- ・口座振替の申込みは、以下の書類を持って取扱金融機関へご依頼ください。

【必要書類】 口座振替依頼書（今回同封）、預貯金通帳、金融機関お届け印、納付書

【取扱金融機関】

《銀行》りそな、三井住友、関西みらい、みずほ、三菱UFJ、池田泉州、南都、徳島大正
《信用金庫》大阪シティ、大阪商工、大阪 《信用組合》成協、大同、のぞみ
《労働金庫》近畿 《農協》大阪中河内 《ゆうちょ》ゆうちょ銀行

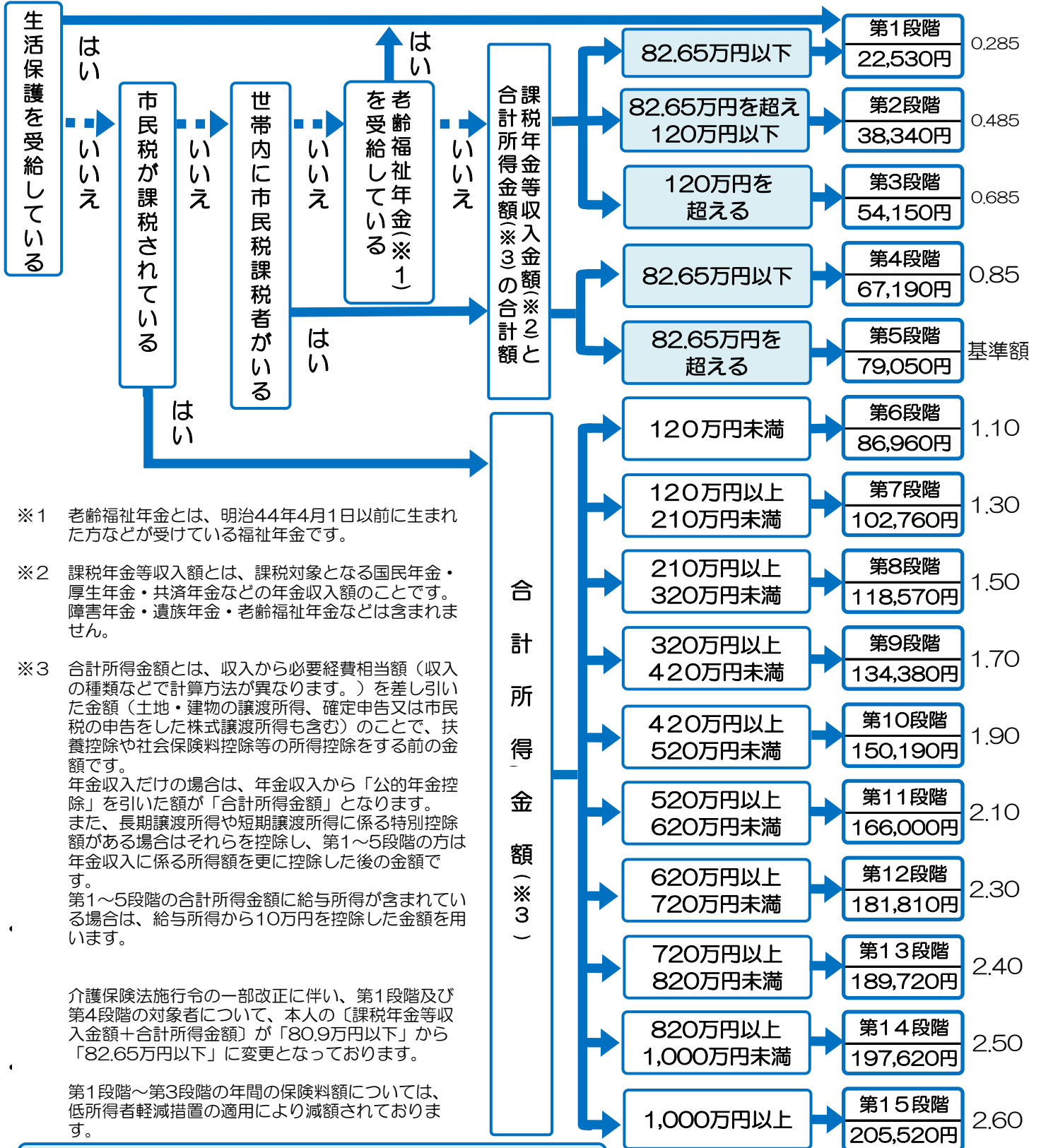
◎スマートフォン決済アプリでの納付について（納付書で納付されている方へ）

スマートフォン決済アプリの「Pay Pay」、「Pay B」、「au Pay」、「Fami Pay」で納付ができます。事前に専用アプリをダウンロードし、納付書に印刷されているコンビニ用バーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、銀行口座や電子マネーを利用して納付することができます。支払手数料の負担はありません。納付の際は「納付書」、「スマートフォン」、「アプリ」が必要です。スマートフォン決済の場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。アプリ内の取引履歴などで納付の確認をお願いします。アプリの使用方法是各社のホームページをご確認ください。

○介護保険料の金額及び通知書類の見方は次ページ以降をご確認ください。

あなたの介護保険料の決まり方

令和8年4月1日現在の住民登録状況と、令和8年度の市民税の状況(※)（住民税の課税状況、課税年金等収入金額、合計所得金額）を使用します。



※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などが受けている福祉年金です。

※2 課税年金等収入額とは、課税対象となる国民年金・厚生年金・共済年金などの年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 合計所得金額とは、収入から必要経費相当額（収入の種類などで計算方法が異なります。）を差し引いた金額（土地・建物の譲渡所得、確定申告又は市民税の申告をした株式譲渡所得も含む）のことで、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除をする前の金額です。年金収入だけの場合は、年金収入から「公的年金控除」を引いた額が「合計所得金額」となります。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合はそれらを控除し、第1～5段階の方は年金収入に係る所得額を更に控除した後の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1段階及び第4段階の対象者について、本人の「課税年金等収入金額+合計所得金額」が「80.9万円以下」から「82.65万円以下」に変更となっております。

第1段階～第3段階の年間の保険料額については、低所得者軽減措置の適用により減額されております。

※令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられましたが、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の歳入歳出のバランスを保つため介護保険法施行令の規定について、税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。このことにより、令和8年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が55万円以上190万円未満の方について、従前の控除額を用いた合計所得額により介護保険料を計算します。また、市民税課税状況の判定においても、同様の合計所得額を用いて判定します。そのため、税制改正の影響により令和8年度の市民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税とみなす場合があります。

納入通知書《見本》

年間保険料額 令和8年度の年間保険料です。 円	月	期別	保険料額 (円)		普通徴収の場合の納期限
			特別徴収	普通徴収	
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
3月					
	計				

これからの保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険料が天引きされる年金の種類を記載しています。
特別徴収の欄に金額の記載がある場合、2月の特別徴収の欄に金額の記載は保険料算定の基礎

年金受給月に年金から天引きされる保険料の額です。

口座振替または納付書で納める保険料の額です。

口座振替の方は口座振替日になります。

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
--------	--------	------	--------	------------	--------

普通徴収(口座振替等)の場合の口座情報

金融機関		
口座種別	口座番号	
口座名義人		

被保険者本人及び世帯員の令和8年度の市民税課税状況です。(世帯構成は4月1日現在です。)
※令和8年度の算定に限り、給与収入が55万千円以上190万円未満の方について、従前の控除額を用いた合計所得額で市民税課税状況を判定します。

口座振替する口座の情報です。
口座番号は下3けたを「*」に変更しています。

第6～15段階の方は令和8年度の合計所得金額が記載されます。(第1～5段階の方は空欄です。)
※令和8年度の算定に限り、給与収入が55万千円以上190万円未満の方について、従前の控除額を用いた合計所得額となります。

介護保険料の支払方法

介護保険料は特別徴収(年金からの天引き)での納付が原則となっており、条件を満たす方は特別徴収が開始されます。(特別徴収への切替に関する手続は不要です。)

- ・65歳になられる又は柏原市に転入した直後は、最短で半年間、口座振替又は納付書による納付となります。
- ・特別徴収の場合でも、所得の更正等により介護保険料の金額が下がり、普通徴収に切り替わる場合や介護保険料の金額が上がリ、増額分が普通徴収となる場合があります。
- ・介護保険料は法令で特別徴収が原則と定められており、被保険者が納付方法を選択することは出来ません。

【5～6月に資格喪失された方・4～6月で保険料が完納となった方】
 支払済み保険料で今年度分の保険料が完納となる場合は、還付通知を後日送付します。
 支払済み保険料で今年度分の保険料が不足する場合は、納付書を同封しますので、納期までにお支払いをお願いします。

● 介護保険料を納期限内に納められない場合、延滞金が発生する場合があります。

保険者が認める特別な事情がなく、保険料を滞納すると次のような措置が取られます。

・1年以上滞納	介護保険を利用した費用を全額自己負担し、申請することで保険給付分が後から本人に支払われる
・1年6箇月以上滞納	介護保険を利用した費用を全額自己負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差止めになる場合や、滞納している保険料と相殺される
・2年以上滞納	未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費（上限を超える額の払戻し）等が受けられなくなる

特別な事情による介護保険料の減免について

特別な事情（収入の減少や生活困窮、災害など）で介護保険料の納付が困難となっておられる方（生活困窮の場合は、以下の条件全てにも該当する方）は、介護保険料が減額される場合がありますのでご相談ください。

世帯全員が市民税非課税者で、次のすべてに該当する方

1 世帯の非課税収入を含む年間収入が次の額以下

(1) 単身世帯 月額114,370円 年額1,372,440円

(2) 2人世帯 月額164,440円 年額1,973,280円

※ 収入には、老齢年金・障害年金・遺族年金や給与、失業給付、仕送り、積立型の年金など、全ての収入を含みます。

2 世帯全員が居住用以外に処分・運用可能な土地又は家屋を有していない

3 世帯全員の現金、預貯金、国債・地方債、有価証券等の合計額が350万円以下

4 世帯員以外からの扶養行為が認められない

特別徴収の方の翌年度4・6・8月の特別徴収額について

特別徴収の方の翌年度の4・6・8月の特別徴収(年金からの天引き)仮徴収額は、今年度2月の特別徴収額と同額になります。また、翌年度8月の特別徴収額は変更になる場合があります。

【還付金詐欺が急増！公的機関を装った不審な電話にご注意ください。】

不審に感じたら、いったん電話を切り、家族や友人、警察に相談したり、市役所に電話するなどの確認をしてください。

介護サービスを利用するためには「要介護認定」を受けることが必要です。
～ 介護が必要と感じたら、まずはご相談を～

● 介護保険に関する問い合わせ先

柏原市役所 072-972-1501 (代表)

問い合わせ内容	担当窓口	電話番号(直通)
<ul style="list-style-type: none"> ・転出・転入などの届出、被保険者証の発行について ・保険料の額や納付に関する相談などについて 	介護管理係 (1階10番窓口)	072-972-1572
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の申請・相談、介護サービスの相談について ・介護保険施設に入所・入院やショートステイされている人の負担限度額認定証の申請について ・利用料の払い戻し(高額介護サービス費の払戻しなど)住宅改修・特定福祉用具販売について 	介護業務係 (1階9番窓口)	072-972-1571
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム事業などの在宅福祉サービスについて(地域支援事業) ・介護予防(一般介護予防事業)に関する相談 	高齢者支援係 (1階8番窓口)	072-972-1570
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や高齢者の権利擁護などに関する総合相談窓口(緊急時は夜間・休日も対応可) 	柏原市高齢者いきいき元気センター (健康福祉センター内)	072-970-3100